

令和 8 年

監督処分庁：静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社井上建設興業		代表者氏名	代表取締役 井上 匡貴
主たる営業所の所在地	静岡県裾野市大畑189-5			
許可番号	静岡県知事許可 (般-03)第36767号	許可を受けている 建設業の種類	般一 土、大、と、石、鋼、舗、水	

2. 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和8年8月7日	処分を行った者	静岡県知事
根 拠 法 令	建設業法第29条第1項第2号		
処 分 の 内 容	建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく許可取消し (土木一式、大工、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可)		
処 分 の 原 因 とな っ た 事 実	建設業法違反(欠格要件該当)		
有限会社井上建設興業の役員が、刑法第204条の罪により、令和7年9月9日に沼津簡易裁判所から罰金30万円の刑を受け、令和7年9月26日、その刑が確定した。 このことが、建設業法第8条第12号(役員等のうちに、同条第8号に該当する者のあるもの)の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に該当する。			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			